

平成29年第2回南知多町議会定例会（二日目） 議事日程

日 時 平成29年5月29日  
午前9時30分  
場 所 南知多町議場

日程第1		一般質問	
------	--	------	--

平成29年第2回南知多町議会定例会

一般質問一覧表

平成29年6月

質問順位	質問議員	質問内容
1	清水英勝	1 総合計画の達成率について 2 検討事項の検証について 3 津波避難計画の状況と今後の予定
2	榎戸陵友	1 空き家対策について 2 師崎サービスセンター(大井公民館)の利便性を考える。
3	藤井満久	1 離島高校生修学支援等の拡充について
4	石黒正重	1 農地・里山の保全活用によるまちづくりについて
5	高原典之	1 放課後児童クラブの利便性の向上を
6	山下節子	1 空き家条例進捗について 2 介護保険について

No.1

議会事務局

平成29年4月27日受付

処理欄

質問順位 第1番

平成29年4月27日

南知多町議会議長 殿

南知多町議会議員

清水 英勝



一般質問通告書

質問事項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希望 答弁者
1. 総合計画の達成率について	<p>1. 第6次南知多町総合計画の後期計画には橋梁・配水管路等に関して平成32年に向けての達成率が記載されています。達成率に関連する下記項目について質問します。</p> <p>①橋梁長寿命化事業について</p> <p>平成23年より町内の橋梁の点検調査、長寿命化計画の策定及び修繕・架け替え・耐震化が行われています。平成29年度までに完了する橋梁の数は全橋梁数のうちのどのくらいですか？すべての橋梁の耐震化等の整備が完了するのは何年度ですか？</p> <p>②配水池の耐震化について</p> <p>平成26年度の配水池耐震化率は55.6%です。平成32年度に100%を目標としています。平成29年度中に耐震化率はどのくらいになりますか？目標達成の見通しはどうですか？</p> <p>③主要配水管路の耐震化について</p> <p>平成26年度の配水管路耐震化率は68.2%です。平成32年度に100%を目標としています。平成29年度中には耐震化率はどのくらいになりますか？目標達成の見通しはどうですか？</p>	町長・副町長・教育長・担当部課長

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
<p>2. 検討事項の検証について</p>	<p>④防災対策に対する住民意識の満足度について</p> <p>-----</p> <p>平成 26 年度の満足度は 13.4%。平成 32 年度に 20.0%が目標です。</p> <p>-----</p> <p>この満足度の 20%という目標値は住民の 2 割の方が満足すれば達成と 考えているのか、または、満足度 100 点満点中 20 点確保できれば達成 と考えているのでしょうか。この目標値の 20%とはどういう値ですか？</p> <p>-----</p> <p>東南海地震等の危険性が叫ばれている中、また、安心安全なまちづくり を町の重点プロジェクトと位置づけている中、目標値があまりにも消極 的ではありませんか？</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>	<p>町長・副町長・教育長・担当部課長</p>
	<p>2. 昨年度 6 月議会の一般質問で検討すると回答された事項について質問 します</p>	
	<p>①災害用個人テントの整備については、他の資機材との優先度を考慮して 検討したいと回答されているが、どのような検討をされましたか？</p>	
	<p>②町の緊急輸送道路沿いの通行障害となる恐れのある家屋の所有者に対 して、ダイレクトメールを送付し、耐震化の必要性を訴えていく予定 と回答されているが、昨年度、何件の家屋を対象に送付されたのか？ また、結果はどうですか？</p>	
	<p>③28 年度に被災者支援システムを構築する予定と回答があるが、このシ ステムはどのようなものですか？</p> <p>-----</p> <p>-----</p>	
	<p>-----</p>	



No.1

議会事務局

平成29年 5月 8日受付

処理欄

質問順位 第2番

平成29年 5月 8日

南知多町議会議長 殿

南知多町議会議員

榎戸 陵友



一般質問通告書

質問事項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希望 答弁者
<p>一、 空き家対策について</p>	<p>本町では、近年、急激な少子高齢化の進行に伴い過疎化が進んでいます。その結果、空き家が増加しました。そこで、平成25年に「南知多町空き家等の適正な管理に関する条例」を作りました。目的は、空き家等の適正な管理について、所有者等、町民等及び町の責務を明らかにするとともに、町が実施する空き家等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、危険な状態にある空き家等による事故、犯罪等を未然に防止し、もって町民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること、とされています。また、危険な状態とは、老朽化又は暴風、豪雨、地震その他の自然災害により、建築物等が倒壊し、又は、建築物の一部が飛散、落下する等のおそれのある状態や、不特定の者が建築物等又はその敷地に侵入し、犯罪等を誘発するおそれのある状態とあります。</p> <p>この条例は、平成26年4月1日からの施行ですのでもる3年が経過しました。この間、条例の効果により改善された物件もあると思いますが、まだ危険な状態の空き家が放置されたままになっているとか、景観が悪いとか、対策が進んでいないとか、住民の声がしばしば聞かれます。現在、どのような状況にあるのかお聞かせ願いたい。</p> <p>そこで、以下の質問をさせていただきます。</p>	<p>町長・副町長・教育長・関係部課長</p>

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
	<p>1. 現在、危険な状態の空き家は何軒あるか、把握しているか。</p> <p>2. 空き家等が危険な状態にあるときその所有者に対し、その危険を除去するために必要な措置に関し助言、勧告、命令をすることができるが、今までにそれぞれ何件行ったか。又、その結果はどうか。</p> <p>3. 南知多町空き家等対策審議会が開会されたことはあるか。</p> <p>4. 南海トラフ巨大地震が危惧される中、避難所として重要とされている公民館や小・中学校に通じる道沿いにある危険な状態の空き家は、特に早急な対策が必要であると思うがいかがか。</p> <p>5. 町当局は、今後、危険な状態の空き家対策を、どの様に考えているか。</p>	町長・副町長・教育長・関係部課長
<p>一 師崎サービスセンター (大井</p>	<p>本町では、町役場の出先機関として内海、師崎、篠島、日間賀島に各サービスセンターを設置しています。そこで、住民票・印鑑証明・戸籍等・税務課各証明等の交付事務など、豊浜の本庁まで足を運ばなくても、十分に用件を満たすことが可能です。又、公民館と併設されていて、各区の行事や住民の社会教育に関する生涯学習等の事業など、地域活動の拠点として活用されています。この公民館は、現在、いつ来てもおかしくないと言われている巨大地震や他の災害発生時には、本来の機能のほか住民の安全を確保する避難所としての機能も果たします。住民にとって、なくてはならない重要な公共施設となっています。しかしながら、現在、大井</p>	

質問事項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希望 答弁者
<p>公民館）の利便性を考える</p>	<p>にある師崎サービスセンターは、駐車場は狭く、入り口の角には壊れかけの空き家が有り、とても危険な状況で景観も悪く、多くの住民が利用する割には、利便性がよくないと考えます。そこで町当局に早急に何らかの対策をお願いしたい。</p>	<p>町長・副町長・教育長・関係部課長</p>
	<p>そこで、以下の質問をさせていただきます。</p>	
	<p>1. 内海、師崎、篠島、日間賀島の各サービスセンターでは、各種の交付事務が年間、何件あるか。</p>	
	<p>2. 町公民館内海分館、山海公民館、大井公民館、師崎公民館、篠島開発総合センター、日間賀島公民館の年間の利用者数は何人か。</p>	
	<p>3. 各公民館の駐車場は、何台可能か。</p>	
	<p>4. 現在、大井公民館の駐車場は非常に狭いです。サービスセンターや大井区の事務所が併設されていて、何か行事があると機能しません。住民はとても困っています。町で改善策を検討していただけないでしょうか。幸い、隣には駐車場になりそうな空き地や、すぐに取り壊した方がいいような危険な状態の空き家があります。所有者に相談して購入するか借りるかして頂けないでしょうか。</p>	
	<p>5. 以前にもお願いしましたが、片名区へ、区の事務所を併設した公民館の建設を検討して頂けないでしょうか。</p>	



No.1

議会事務局

平成29年5月9日受付

処理欄

質問順位 第3番

平成29年5月9日

南知多町議会議長 殿

南知多町議会議員

藤井満久



一般質問通告書

質問事項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希望 答弁者
<p>一、離島高校生修学支援等の拡充について</p>	<p>南知多町の篠島及び日間賀島には、以前、愛知県立内海高等学校の分校が設置されていましたが、生徒数の減少などにより、平成12年度末に日間賀島校舎が閉校となり、3年後の平成15年度末に篠島校舎も閉校となりました。</p> <p>離島の高校生は、島に高校がなくなったため、全員が半島側の高校に通わなければならなくなりました。そのためには、渡船による通学、さらに部活動などにしっかり取り組みたい生徒にとっては、帰りの船の時間の制約などのため、アパートでの生活を余儀なく迫られるなど、大きなハンディを抱えていました。</p> <p>こうしたことを受け、町においては、教育機会の確保の観点から、国の補助事業を活用し、平成25年度から離島高校生修学支援事業に取り組んでいただいております。離島からの人口流出を食い止め、将来、島を担っていく若者を育てるため、この事業の必要性については、私も評価しているところであります。</p> <p>しかし、その補助額が、必要経費の一部にとどまるため、離島高校生の保護者の経済的負担は、なお重いものがあるのも、また事実であり、この補助制度について、今後、さらに拡充していくことが必要だと考えているところであります。</p>	<p>町長 副町長 教育長 担当部課長</p>

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
	<p>そこで、以下の質問をします。</p>	
	<p>(1) 以前から、離島交通費助成として、一般島民への乗船割引券の配布や通学定期の割引券の配布があったと思うが、どのような内容であったか？</p>	
	<p>(2) 離島高校生修学支援事業を立ち上げた経過と目的は何か。</p>	
	<p>(3) 現在、実施している離島高校生修学支援事業における海上交通費などの一人当たりの補助額、補助対象者数、年間の事業費の額はいくらか。そのうち、国、県、町の負担額はいくらぐらいか。</p>	
	<p>(4) 半島側との格差是正のため、離島高校生修学支援事業の拡充について、町の考えはどうか。</p>	

No.1

議会事務局

平成29年 5月10日受付

処理欄

質問順位 第4番

平成29年5月10日

南知多町議会議長 殿

南知多町議会議員

石黒正重



一般質問通告書

質問事項

質問の要旨(詳細・具体的に記入)

希望  
答弁者

農地・里山の保全活用によるまちづくりについて

1、「太陽と海と緑豊かなまちづくり」を基本理念とする第六次町総合計画では、わが町の目指す自然環境や住居環境とまちづくりの関わり方についてどのように示しているか。

2、農地・里山の保全活用によるまちづくりの課題は、住民会議をもとに作成された地域振興基本計画に具体化されている。しかし、農地・里山の保全活用は、個人の所有地だけに、住民相互の理解がないと取り組みが進まない。住民相互の理解には、まちづくり会が重要な役割を持っている。町として、まちづくり会をどう位置付けているか。また連携が必要と思われるが、連携のためどのような対策をしているか。

3、わが町の環境課はユネスコ世界会議の一環として、持続可能な開発のための教育として、環境共育講座事業を実施している。この事業の目的や趣旨は何か。

4、昨年度5つの団体の環境講座が実施されている。実施された講座では、農地・里山の保全に係るものは、自然環境や農漁村環境の活用があるが、いくつの団体が実施しているか。住民は延べ何人くらい参加し、成果はいかがか。

5、この事業の募集要項には、応募者や団体に、「持続可能な社会を支

町長・副町長・担当部課長

No. 2、

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
	<p>える「人づくり人の輪づくり」のパートナーになっていただくとある。 このことは本事業の最終の目的と思われる。この事業への参加は住民が 自分の地域の環境を見直す良い機会になっている。そこで、「人づくり 人の輪づくり」のパートナーになるためには、参加団体の自主的な連携 と行政において企画課・環境課の連携と後押しが重要と思われるがいか がか。</p>	

No.1

議会事務局

平成29年 5 月 11 日受付

処理欄

質問順位 第 5 番

平成 29年 5 月 11 日

南知多町議会議長 殿

南知多町議会議員

高原典之 (印)

一般質問通告書

質問事項	質問の要旨 (詳細・具体的に記入)	希望答弁者
放課後児童クラブの利便性の向上を	<p>以前より国はもとより本町も男女共同参画の推進は、一つのテーマであります。</p> <p>子育て世代の社会参画には、放課後児童クラブは、欠かすことのできない事業であり、中身の充実は、学童を持つ親御さんにとっては、仕事場はもとより、社会的、経済的にも大きな影響を与えるもので、特に多くの女性の生涯の働き方に、関係すると思います。</p> <p>そこで次の質問にお答えください。</p> <p>1、 本町の放課後児童クラブに使われている予算は、町全体の予算の何パーセントを占めているか。</p> <p>2、 1の質問の割合は、知多半島の他町と比べてどうか。</p> <p>3、 本町は国、県からの助成は、受けているか、また助成は何割か</p> <p>4、 観光や一次産業も多い町ではあるが、後継者難で苦勞しているのが実態です。そういった事業者に対し、自営業者の放課後児童クラブの利用は、基本的に除外されているが、自営業者こそ必要と考えないか。</p>	町長・副町長・教育長・担当部課長

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
	<p>5、 以前より土曜日の児童クラブの開所への要望が寄せられているが通年を通して土曜日も開くことが、子育て世代の若い方の働き方の選択肢を増やすことにつながり、ひいては南知多町の生産人口減少の抑制にも関係すると考えるが、通年土曜日の開所を行わない理由も含め、いかに考えるか。</p> <p>6、 将来、わが町も少子高齢化に対し学校の統合も含め育児や教育にも効率化を図らねばならないと考える。</p> <p>本町では今、別々で行っている事業としてリフレッシュスクールや子育て支援センター、放課後児童クラブなどの子育て支援事業があります。</p> <p>地域の力を活かせるファミリーサポート事業も一緒に行い子供たちを育てるのに関し学校教育や児童福祉といった垣根を超える必要があります。</p> <p>地域や行政、民間事業者が一体となった複合型の集合施設を設け効率化を図り利用者の要望にオンタイムで迅速に動けることが本町の子育て中の家族を支えることにつながっていくと考えるが、町はどのような目標や理想を掲げているのか。</p>	<p>町長・副町長・教育長・担当部課長</p>

No.1

議会事務局

平成29年 5月11日受付

処理欄

質問順位 第6番

平成29年 5月11日

南知多町議会議長 殿

南知多町議会議員

山下 節子



一般質問通告書

質問事項

質問の要旨(詳細・具体的に記入)

希望  
答弁者

一、  
空き家条例進捗について

危険空き家は近隣住民の不安を解消する上で重要な課題です。適切に管理されないまま老朽化が進み、解消されないまま周辺に悪影響を及ぼしている例が本町においても多々見られます。住民のみなさんからは「空き家条例は条例をつくっただけのものか。」という声があります。特に現在危険空き家によって被害を受けている近隣住民の不安は計り知れない思いがあります。そこで質問を致します。

<1> 空き家実態調査について

平成28年6月議会で、「特措法」のガイドラインについて質問しました。平成27年度に策定した「南知多町まち・ひと・しごと創生統合戦略」に基づき、地方創生加速化交付金を活用し、空き地の有効活用や移住促進を目的として、町内のすべての建物を対象に実態調査を行い、平成29年度に空き家等対策計画を策定すると答弁されています。

1-1. 実態調査の進捗状況と結果の概要はどうか。

1-2. 実態調査の結果は今後どのように活用されますか。

<2> 空き家対策計画について

2-1. 今年度、空き家対策が予算化されていますが、空き家対策の趣旨と目的は何ですか。

2-2. 今後の策定スケジュールと計画ではどのような事項が定められているのか。

町長・副町長・担当部課長

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
一、介護保険について	<p>&lt;3&gt;危険除去の進捗状況と今後の対応について</p>	町長・副町長・担当部課長
	<p>3-1. 本町では平成26年4月1日から「空き家対策条例」が施行されているが、危険度判定の状況はどのようになっていますか。これまでに助言・指導によって危険が除去された件数はどれくらいありますか。</p>	
	<p>3-2. 代執行の実施対象となる特定空き家の状況と対応方針はどうか。</p>	
	<p>2000年に始まった介護保険制度は2014年6月に介護保険法の制度開始以来大幅な改正が行われ、要支援サービスを見直す総合事業は、本町では今年度4月から始まりました。今回の法改正で自治体の対応が問われる制度がいくつかあります。1つ目は、地域包括ケアシステムの構築に向けて4つの事業で①在宅医療・介護連携の推進 ②生活支援体制整備 ③認知症総合支援事業 ④地域ケア会議です。その中の①の在宅医療介護連携について意見を述べます。医療の部門では今後一層、病床削減と平均在院日数の短縮が進められ、高齢者のみならず国民は在宅療養を迫られることとなります。医療制度の改悪はみんなの力で是非とも跳ね返していきたいところですが、一方で、「自宅で最期を迎えたい」という願いをかなえるために在宅医療を充実させていくことは必要なことです。そうすると国が言うところの、医療と介護の連携による在宅医療支援や、24時間365日の訪問医療、看護、介護を提供できる体制を作っていくことなども町の大きな課題です。</p>	
	<p>2つ目は今回の法改正の最大の問題である要支援サービス見直し総合事業です。総合事業について5点質問します。</p>	
	<p>1.要支援者の訪問介護については、既存の介護事業所による現行相当サ</p>	



質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
	<p>ービスと、サポーター事業が併存します。現行相当サービスは、現在の  予防訪問介護サービスと同額の介護報酬で、暮らしのサポーターはそれ  より低い水準で設定し、利用料負担はいずれも1割または2割と、現在  と同じとするとのこと。国のガイドラインには、これ以外にもボラ  ンティアによる訪問型サービスBなどが例示されていますが、現在のサ  ービス水準を引き下げないためには、一定の資格や経験がない者によるサ  ービス提供については安易に進めるべきではない、つまり国の言うところ  の訪問型サービスBを導入すべきでないと考えているがどうか。</p> <p>2.要支援者の通所介護(デイサービス)については、現行相当サービスが  継続されると聞いているが、訪問介護のような「緩和した基準によるサ  ービス」の実施については、どのように考えていますか。</p> <p>3.総合事業における対象者の選定についてです。町ではこれまでは、窓  口で認定申請を受け付け、一連の要介護認定業務を得て、要支援1・2  などを決定しています。法改定では、明らかに要介護認定が必要な場合  以外は、要介護認定を省略して基本チェックリストを使用し、総合事業  の対象者を選定できると規定しています。これは介護保険利用希望者を  総合事業へと誘導し、介護保険サービスを使えない、権利侵害にもつな  がるものです。基本チェックリストのみでの対象者選定はすべきではな  く、要介護認定をこれまで通り行うべきと考えるがどうか。</p> <p>また介護認定業務について、認定申請から結果通知までに時間がかか  りすぎるという意見も聞いています。すみやかに認定が下りるよう改善  を行うとともに、認定結果が通知されるまでの間に、暫定でサービス利  用が可能なことをもっと広く周知すべきですが、どうか。</p> <p>4.要支援1・2の方に、訪問介護で現行相当サービス、あるいはサポー  ター事業のどちらを提供するかは何によって、だれが決めるのか。また、</p>	町長・副町長・担当部課長

質問 事項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希望 答弁者
	<p>利用者が選択できるのか。</p> <p>5.財源の問題です。総合事業を含む地域支援事業は介護保険特別会計のなかで経理がなされますが、事業費にその市町村の「75歳以上の高齢者数の伸び」の増加率という、上限が設けられます。サービスの提供に必要な総事業費を確保し、財源が不足する場合は、国に負担を求めるとともに、必要に応じ一般会計からも補填することとし、地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスを制限すべきでないと考えているかどうか。</p>	